

第1 東日本大震災の対応と教訓

1 大震災への対応
◇広域的な帰宅困難者の発生
◇首都圏における企業等の対応
◇区への対応

2 大震災の教訓
情報収集発信や、帰宅困難者の緊急避難場所の確保など、円滑な初動対応ができません。

第2 計画の趣旨

1 計画の目的
帰宅困難者対策の必要性
↓ 重要性が高く喫緊の課題
◇都・区・企業・事業所等が駅周辺の帰宅困難者対策を行うための行動指針

2 計画の位置付け
区や各事業者等が連携して区内駅周辺の帰宅困難者対策に取り組むための行動計画。

3 計画の期間
「総合的震災対策の基本方針（仮称）」に基づき23年度を初年度とする震災対策強化の3カ年

第3 帰宅困難者対策の動向

1 国及び東京都の動向
23年9月 内閣府・都は「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を共同設置。24年秋最終報告予定。

2 豊島区の取り組み
19年 「池袋ターミナル駅等災害連絡会」設置
20年 体制を拡充し「池袋駅周辺混乱防止対策協議会」と改称
21年より協議会の主体による訓練実施

第4 計画の前提

1 帰宅困難者の定義
地震発生直後に交通機関が停止し、徒歩での帰宅が困難になる者を自宅までの距離に応じ帰宅困難者として算出。

2 帰宅困難者等の推計

- 「被害想定」による帰宅困難者

【豊島区】	外出者	359,406人
	帰宅困難者	158,662人
【池袋駅周辺】	外出者	165,733人
	帰宅困難者	84,762人
- 帰宅困難者の計画モデルによる試算
＜モデルの前提＞
日数経過による2つのモデルを試算
- 計画の前提となる帰宅困難者
【当面の対策目標】 53,000人

3 帰宅困難者対策の課題

- 初動態勢の強化
- 一時滞在施設の確保と備蓄の拡充
- 災害時の情報伝達手段の確保
- 協議会との連携の強化

第5 帰宅困難者対策の展開

1 一斉帰宅を抑制する

- 「むやみに移動を開始しない」原則の徹底
- 池袋ルールの徹底
- 国、東京都の取り組みを踏まえた企業への働きかけ

2 初動態勢を強化する

- 災害対策本部の機動的対応
本部に2つの態勢区分を新設、職員を駅周辺に派遣（機動的対応強化）
【初動態勢】
○長時間の鉄道運休により混乱の発生するおそれがあるとき
【即応態勢】
①多数の滞留者が集中し、混乱の発生する恐れがあるとき
②震度5弱の地震が発生したとき
- 各事業者等の責務
初動措置や地域の状況把握に努める、駅対策班の情報収集に最大限協力する。
事前に指定した事業所等は、池袋駅の現地連絡調整所へ従業員等を派遣し、連携・協力し対応する。

3 駅周辺における対策拠点を整備する

- 駅対策班による情報収集
本部長（区長）は、職員を駅周辺に派遣、情報収集を行う。混乱発生の可能性が高い場合、現地連絡調整所・情報提供ステーションの開設を指示。
- 現地連絡調整所の開設
災害情報の収集・整理、災対本部からの指示を各事業者等に伝達する。
開設場所…東日本旅客鉄道会社池袋駅敷地内
運営体制…区職員と事業所派遣要員が設置・運営
- 情報提供ステーションの開設
駅周辺の滞留者へ情報提供を行う。
開設場所…＜東口＞タクシープール横の歩道上
＜西口＞広場西口駅前広場
運営体制…区職員と駅周辺の商店会が設置・運営
設置基準…区長は、震度5弱以上の地震が発生した場合、または、台風、停電等により交通機関が停止し、駅周辺の混乱が相当程度予測される場合。

4 帰宅困難者の一時滞在施設を確保する

- 一時滞在施設の収容目標
- 一時滞在施設の指定
【当面の目標】
都と連携し、公共施設で27,000人を確保
民間施設等での収容について協力要請
- 一時滞在施設における情報提供

5 物資の備蓄等を進める

- 物資備蓄の目標
- 東京都との連携による備蓄等の推進
【当面の目標】
53,000人分の備蓄を3年間で整備
- 企業との連携による備蓄等の充実

6 情報連絡・提供体制を強化する

- 区・事業者等の情報連絡網の整備

7 安全な帰宅を支援する

- 主要道路等の被害情報の確認と周知
- 「帰宅支援ステーション」等の周知
- 救護対策の実施

8 実践的な訓練を実施する

- 計画的な訓練の実施
協議会メンバーを中心に事業所や関係機関等と連携し、実践的な訓練を定期的に行う。
- マニュアルの作成・充実
混乱防止活動を円滑に行うためのマニュアルを作成し、計画的な訓練の成果を反映し、内容を充実させる。

第6 計画推進のために

1 条例の制定
震災対策基本条例（仮称）の中で帰宅困難者対策を位置づけ、区、区民、事業者等の責務や基本事項を定める。

2 まちづくりとの連携による対策
新庁舎整備、現庁舎跡地活用、池袋西口駅前街区整備、造幣局周辺まちづくり等で帰宅困難者対策を考慮した機能の導入を検討する。

3 協議会の活動の強化
帰宅困難者対策の取り組みを検証しつつ、副都心地域の防災力強化や都市機能の維持向上を担う重要な主体として活動の支援を行っていく。

4 広範な連携の推進
都や近隣区、周辺の県と可能な限り情報を共有し、連携した支援対策ができるよう、対策訓練や情報交換等を通じて、連携の拡大を進める。

経過	区独自の試算モデル	帰宅困難者数	買い物客等
1日目	帰宅困難者全員が池袋周辺に滞在する	84,764	61,285
2日目	20km以内の人は全員帰宅する	62,663	45,306
3日目	30km以内の人は全員帰宅する	35,966	26,004
4日目	30km以上の人もすべて帰宅する	0	0

◆駅混乱防止対策チーム

設置	地震・大型停電等により鉄道機関の運行停止により混乱が発生する恐れがあるとき区の初動態勢として設置するとともに職員を「駅対策班」として現地に派遣
設置基準	鉄道事業者等からの鉄道連休情報の程度に応じ危機管理監の判断により設置
各事業者等の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・初動措置や地域の状況把握に努める ・駅対策班の情報収集に最大限協力する ・事前に指定した事業所等は、池袋駅の現地連絡調整所へ従業員等を派遣し、連携・協力し対応する

◆現地連絡調整所・情報提供ステーション

	現地連絡調整所	情報提供ステーション
役割	駅対策班は、災害対策本部の指示に基づき、現地連絡調整所を開設。災害情報の収集・整理、災対本部からの指示を各事業等に伝達する。	「現地連絡調整所」からの駅周辺の滞留者への適切な避難誘導や帰宅支援に資する情報提供を行う。
開設場所	東日本旅客鉄道会社池袋駅敷地内	東口…タクシープール横の歩道上 西口…広場西口駅前広場
設置基準	区長は、震度５弱以上の地震が発生した場合、または、台風、停電等により交通機関が停止し、駅周辺の混乱が相当程度予測される場合に、災害対策本部を設置し、現地連絡調整所及び情報提供ステーションの開設を指示する。	
参集基準	震度５弱の地震が発生したときは、本部長の指示があったものとして、職員は自動的に参集し、現地連絡調整所及び情報提供ステーションの開設準備にあたる。	
運営体制	区の駅対策班に加えて、協議会を構成する事業所等からも要員の派遣を受け、区職員と事業所派遣要員が協力して設置・運営する。	区職員と協議会を構成する池袋駅周辺の商店会が協力して設置・運営する。